第七条の見出しを「（第一種特定原産地証明書の発給に係る留意すべき事項）」に改め、同条第一項中「のうち、日メキシコ協定に係るものは」を「は、日メキシコ協定にあっては」に改め、同項第一号イ中「経済産業大臣」を「日メキシコ協定第四十四条第一項(a)の規定に基づき、経済産業大臣」に改め、同号ロ中「輸出者又は生産者」を「日メキシコ協定第四十四条第一項(b)の規定に基づき、証明書受給者又は特定証明資料提出者」に、「質問状」を「質問書」に改め、同号ハ中「日本国政府」を「日メキシコ協定第四十四条第一項(c)の規定に基づき、日本国政府」に、「輸出者又は生産者」を「証明書受給者又は特定証明資料提出者」に、「訪問し、及び当該物品の生産に使用された設備の確認を行い、当該物品が特定原産品であることを示す情報を収集するよう要請すること、並びに当該収集した情報をメキシコ合衆国の税関当局へ提供する」を「訪問することを通じて、当該物品が特定原産品であることを示す情報の収集及び提供を要請すること並びに当該物品の生産に使用された設備の確認を行う」に改め、同項第二号中「輸出者又は生産者」を「証明書受給者又は特定証明資料提出者」に改め、同項第三号中「輸出者又は生産者」を「証明書受給者又は特定証明資料提出者」に、「第四十四条第一項(b)」を「第四十四条第一項(b)」に改め、同項第四号中「、輸出者又は生産者」を「、証明書受給者又は特定証明資料提出者」に改め、同項第五号中「、当該物品の輸出者又は生産者」を「、当該物品に係る証明書受給者又は特定証明資料提出者」に改め、同項第六号中「第四十四条第一項（c）」を「第四十四条第一項(c)」に、「輸出者又は生産者」を「証明書受給者又は特定証明資料提出者」に改め、同項第七号中「輸出者又は生産者」を「証明書受給者又は特定証明資料提出者」に、「輸出者若しくは生産者」を「証明書受給者若しくは特定証明資料提出者」に改め、同項第八号中「第四十四条第一項（c）」を「第四十四条第一項(c)」に、「輸出者又は生産者」を「証明書受給者又は特定証明資料提出者」に、「第七条」を「第七条第一項」に改め、同項第九号中「の輸出者又は生産者」を「に係る証明書受給者又は特定証明資料提出者」に、「した輸出者又は生産者」を「した証明書受給者又は特定証明資料提出者」に改め、同項第十号中「輸出者又は生産者」を「証明書受給者又は特定証明資料提出者」に改め、同項第十一号中「輸出者又は生産者」を「証明書受給者又は特定証明資料提出者」に、「第四十四条第一項(b)」を「第四十四条第一項(b)」に改め、同条第二項中「のうち、日マレーシア協定に係るものは」を「は、日マレーシア協定にあっては」に改め、同項第一号中「、マレーシア政府」を「、マレーシアの国際貿易産業省」に改め、同項第二号中「、マレーシア政府」を「、マレーシアの国際貿易産業省」に、「第四十三条から第四十五条まで」を「第四十四条及び第四十五条」に改め、同項第三号中「マレーシア政府」を「マレーシアの国際貿易産業省」に改め、同項第四号中「マレーシア政府」を「マレーシアの国際貿易産業省は」を加え、「が否認される」を「を否認することができる」に改め、同項第五号中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同項第六号中「マレーシア政府」を「マレーシアの国際貿易産業省」に改め、「到達しなかったときは、」の下に「マレーシアの国際貿易産業省は」を加え、「が否認される」を「を否認することができる」に改め、同項第七号中「マレーシア政府」を「マレーシアの国際貿易産業省」に改め、同条第三項中「のうち、日チリ協定に係るものは」を「は、日チリ協定にあっては」に改め、同項第二号中「第四十七条から第四十九条まで」を「第四十八条及び第四十九条」に改め、同項第四号中「到達しなかったときは、」の下に「チリ共和国の税関当局は」を加え、「が否認される」を「を否認することができる」に改め、同項第五号中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第四項中「のうち、日タイ協定に係るものは」を「は、日タイ協定にあっては」に改め、同項第二号中「第四十三条から第四十五条まで」を「第四十四条及び第四十五条」に改め、同項第四号中「到達しなかったときは、」の下に「タイ王国の税関当局は」を加え、「が否認される」を「を否認することができる」に改め、同項第五号中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第五項中「のうち、日インドネシア協定に係るものは」を「は、日インドネシア協定にあっては」に改め、同項第二号中「第四十三条から第四十五条まで」を「第四十四条及び第四十五条」に改め、同項第四号中「到達しなかったときは、」の下に「インドネシア共和国の税関当局は」を加え、「が否認される」を「を否認することができる」に改め、同項第五号中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第六項中「のうち、日ブルネイ協定に係るものは」を「は、日ブルネイ協定にあっては」に改め、同項第二号中「第四十条から第四十二条まで」を「第四十一条及び第四十二条」に改め、同項第四号中「到達しなかったときは、」の下に「ブルネイ・ダルサラーム国の外務貿易省は」を加え、「が否認される」を「を否認することができる」に改め、同項第五号中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第七項中「のうち、日アセアン協定に係るものは」を「は、日アセアン協定にあっては」に改め、同項第二号中「第六規則から第八規則まで」を「第七規則及び第八規則」に改め、同項第四号中「回答がアセアン構成国の」の下に「締約国の」を「到達しなかったときは、」の下に「アセアン構成国の締約国の税関当局又は関係当局は」を加え、「が否認される」を「を否認することができる」に改め、同項第五号中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第八項中「のうち、日フィリピン協定に係るものは」を「は、日フィリピン協定にあっては」に改め、同項第二号中「第四十三条から第四十五条まで」を「第四十四条及び第四十五条」に改め、同項第四号中「到達しなかったときは、」の下に「フィリピン共和国の税関当局は」を加え、「が否認される」を「を否認することができる」に改め、同項第五号中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

9　法第四条第二項、第三項及び第五項の経済産業省令で定める事項は、日スイス協定にあっては、次のとおりとする。

一　自国に輸入される第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品であるか否かを決定するため、スイス連邦の税関当局は次のいずれかの方法により確認を行うことができること。

イ　日スイス協定附属書二第二十五条第二項の規定に基づき、経済産業大臣に対し、当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求めること。

ロ　日スイス協定附属書二第二十五条第八項の規定に基づき、日本国政府に対し、経済産業大臣がスイス連邦の税関当局の立会いの下に証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者の施設を当該証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者の同意を得て訪問することを通じて、当該物品が特定原産品であることを示す情報の収集及び提供を要請すること並びに当該物品の生産に使用された設備の確認を行うよう要請すること。

二　証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者は、スイス連邦の税関当局による前号の方法による確認を受ける際には、日スイス協定附属書二第二十五条の規定を十分に読むべきこと。

三　証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者が日スイス協定附属書二第二十五条第八項に規定する訪問を受けることを拒否したときは、スイス連邦の税関当局は当該訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特恵待遇を否認することができること。

四　日スイス協定附属書二第二十五条第八項に規定する訪問が行われた場合において、当該訪問を受けた証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者が法第七条第一項又は第二項に規定する書類を保存していないことが明らかになった場合には、当該訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特恵待遇が否認される蓋然性が高いこと。

五　第一種特定原産地証明書は、スイス連邦の税関当局によって、当該第一種特定原産地証明書の発給の日以後十二月を経過する日までの間に行われる一回の輸入に限り受理されること。

第九条の見出しを「（第一種特定原産地証明書に係る特定原産品でなかったこと等の通知期間）」に改め、同条中「五年」を「次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間とし」に改め、「若しくは第三号」を削り、同条に次の表を加える。

一　日メキシコ協定	五年
二　日マレーシア協定	五年
三　日チリ協定	五年